

と此世鬼念社重後ノ及省ヲ謀ラントスルモノヲアリマス

日本労働総同盟東京鉄工組合 東京金鋼株式会社労働団

別記(三)

料既時下秋冷ノ候ニ候交益々多ク祥ノ敗度架ノ至リニ在共次ニ弊社議以テ茲ノ
業勢ニ極メテ順調ニ相違ニ從業員ニ對シテハ其ノ待遇等ニ就キ先向ノ考慮ヲ
払シ雇リ候心意外ナル外部ノ策動ニ乗ヒラシ此為ニ不幸ナル半減状ニ陥リ候
御共遺憾ノ儀ニ存シ候然レドモ業員ニ穩健ナル多數優良職工ヲ就業ニシテ
務リ支障ヲ来サズ當從業員ニ對シテ左ノ如ク最善ナル種々ノ方法ヲ相謀ニ
ニ付御採系相類度候

一 半減中ハ就業者ニ對シテ給料ノ二割ニ相当スル特別手当ヲ支給スルコト
但レ月給者ハ日割計算トナヌコト

一 通勤者ニ對シテラン途中ノ安全ヲ期スル為メ適當ナル方法ヲ講ズルコト

一 通勤者途中ノ危険ヲ慮リ本人又ハ保護者同意ナレバノ工限ノ工場内際ニ以テ該ノ
寄付金ニ在池也ニメ食事ノ材料ヲ供テ且レ左ノ諸施設ヲ行フコト

一 浴場ヲ新設シ清潔ナル寢具ヲ供テ出来替ヒハ衛生的諸設備ヲ爲スコト

一 風紀ヲ重シ社同男女繁々位復々嚴禁シ決シテ不逞行爲ヲ行ハサカシムルコト

一 一ツオオ苦苗育機 甚難機 ヒンボニ用具ヲ備ヘ寄宿生活ヲニテ愉快ナ

ラニムルコト

一 読書ノ裁縫等ノ便宜ヲ計リ且ハ家庭業務ノ一端ヲ爲サシムルノ自由ヲ與ヘルコト

一 家族トノ連絡ヲ計リ又ハ又ハ訪問者アル時ハ作業中トモ之ヲ努力シ面会ノ機会
ヲ与フルコト

一 半減ノ一永キニ且ル時ハ家庭生活ニ必要ナル学術技藝ノ教育設備ヲナラント
以上ノ諸設備ハ万遺憾ナキヲ期シ且又人体ノ保健在內ノ風紀等ニ關シテハ

当社ハ全責任ヲ以テ其ノ任ニ當リ決シテ作進取相カリ申向候候ニ付テ何事亦
心ノ上 殿ノ身上ニ付テハ当社ニ付任セ相願度何分御瞭解ノ上ハ別

紙質書ニ御請即ノ上折込ニ御郵送相願度候ハ半減團ヲ統計ヲ以テ採算ス
ル案ノ方法ヲ講シ居ルモノ及ビ候ニ付爲念其ノ手続キテ致ス可キ次第ニ有
之候尚又御交付ノ莫御希望ノ儀又有之候ハ御復藏ナリ御申出相成度先ハ
御挨拶事務係依頼迄如斯ニ御座候

昭和三年九月

東京金鋼株式会社